



Title	はじめに：研究の概要と回答世帯の生活
Author(s)	松本, 伊智朗; Matsumoto, Ichiro; 鳥山, まどか 他
Citation	子ども発達臨床研究, 19, 1-15
Issue Date	2024-03-25
DOI	<a href="https://doi.org/10.14943/rcccd.19.1">https://doi.org/10.14943/rcccd.19.1</a>
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/91747">https://hdl.handle.net/2115/91747</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	003-1882-1707-19.pdf



# はじめに：研究の概要と回答世帯の生活

松本 伊智朗\*・鳥山 まどか\*

## Introduction: Overview of this Research Project and Life of the Respondents

Ichiro MATSUMOTO, Madoka TORIYAMA

### 1. 本研究の目的と背景

#### (1) 目的

北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター（以下本センター）は2021年～2022年にかけて、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課と共同で「第2回北海道子どもの生活実態調査（以下北海道調査）」を実施した（注1）。また2021年には札幌市子ども未来局子ども育成部と共同で、「令和3年度札幌市子どもの生活実態調査（以下札幌市調査）」を実施した。調査の概要は後述するが、この二つの調査はほぼ同一の内容と方法で行われており、対象年齢・学年も2歳から高校2年生まで広く子ども期を網羅している。従って、この二つの調査データを合わせて分析することで、北海道における子ども・子育て世帯の状態を広く考察することが可能になる。

本研究の目的は、この北海道調査、札幌市調査の分析を通して、子育て家族と子どもが直面する不利、困難を格差、貧困の観点から明らかにすること、あわせてそれに対応する政策的・実践的、そして学術的な課題と方向を検討することである。本特集においては、この目的を共有したうえ

で、多領域の研究者によってそれぞれの専門分野の知見に基づいた執筆がなされている。本センターにおいて調査の実施にあたったのは、「子どもの生活実態調査プロジェクト」に所属する教員であるが、本特集は関係する教員、大学院生の協力を得て、学際的な研究となっている。

本章では以下、本特集の各論文に先立ち、本研究の社会的背景、本研究の位置づけと特徴を示したうえで、調査の概要と回答世帯の生活・貧困の概要を示しておきたい。

#### (2) 研究の背景と本調査研究の特徴

2016年～2017年にかけて、北海道大学教育学研究院を中心とする研究班と北海道、札幌市は、今回の調査と同様の枠組みで大規模な「子どもの生活実態調査」を行った（以下「第1回調査」）。第1回調査と今回の調査は、実施主体、調査規模、対象地域、対象年齢・学年、調査方法、調査内容が基本的に同一である。すなわち、今回の調査は第1回調査で行われた研究枠組みを継続させる、一連の研究として位置づいている（注2）。

第1回調査の結果に基づいて、2022年12月には「子どもと家族の貧困—学際的調査からみえてきたこと（松本伊智朗編著、法律文化社）」が公

\*北海道大学大学院教育学研究院

刊されている(注3)。これは、本センター所属の関、川田、加藤、鳥山、上山、大谷、大澤と松本の共著になるもので、心理学、社会学、貧困研究といったそれぞれの専門研究の立場から、調査結果の分析がなされている。本特集号は、いわばこの「子どもと家族の貧困—学際的調査からみえてきたこと」の続編にあたる。上記の執筆者に加えて、北海道大学教育学研究院出身の数名の研究者、大学院生を新たに執筆者に迎えた。

本研究の特徴は、以下の諸点である。第1に、子ども期全体を示しえるように、調査対象の年齢・学年段階を2歳から高校2年生まで広く設定していること。この数年、子どもの貧困の政策課題化を背景に、自治体による子どもの生活実態調査が各地で行われているが、こうした年齢の設定で同時に行っている調査は管見の限りではない。第2に、北海道全域を代表しうる対象地域を設定していること。これは札幌市と北海道の双方と同時に協力関係を作れたことが大きい。第3に、保護者票と子ども票をマッチングして、同一世帯の情報として分析が可能になっていること。一般に子どもを対象とした調査は世帯の経済状況を把握することが難しいが、今回の調査ではそれが可能になっている。

また分析の軸として「所得階層区分」を用いていることも、特徴の一つである。本研究においては、さしあたり貧困を「人が社会生活を営むための『必要』を充足する資源の不足・欠如」と定義する。市場化された社会において、生活に必要な資源のもっとも基本的な資源は「所得」であり、かつ今回は調査データとして使用しうるので、資源の多寡を示す指標として所得を使用する。所得階層区分の基準線には、厚生労働省が貧困率を推計する際に使用する貧困線を使用する。この「貧困率」で示される生活の状態や直面する不利、近接する所得階層との連続性や差異を示すことが可能になるからである。所得階層区分の方法は後述する。

最後に、多領域の研究者の共同で行われていることである。人々の生活、子どもの成長と発達はい

多面的な要素で構成されているから、その過程における不利や困難の研究は多領域の共同でなされる必要がある。本特集の執筆者の専門領域は、社会福祉論、貧困研究、教育社会学、教育心理学、発達心理学、小児医学・学習神経心理学、乳幼児発達論、保育研究等多岐にわたり、学際的な共同研究となっている。

## 2. 調査の概要

### (1) 対象年齢と地域

北海道調査、札幌市調査とも、対象は2歳、5歳、小学校2年生、小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の子どもの保護者、および小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の子どもである。2歳から高校2年生まで、3歳刻みに各年齢・学年段階を対象としていることで、子育て世帯の全体を考察しうると同時に、年齢・学年段階ごとの分析が可能になっている。

調査対象地域は、札幌市調査は札幌市全体を対象としている。北海道調査の実施地域を表に示す。北海道全体を代表しうるように、各地域の人口規模を勘案し、かつ都市部と郡部が含まれるように自治体を選定した。地域の区分は、北海道総合計画の6連携地域とするが、道央地域は人口が集中し、また、広域であるため、「空知・石狩」「後志」「胆振・日高」で細分した。後述のように2歳児調査は自治体の1歳半健診の機会を利用しているため、設定された調査期間内の調査票配布可能数が限定される。従って、2歳、5歳は調査対象自治体を増やしている。2歳、5歳の調査対象選定にあたっては、北海道医療計画上の第二次医療圏に設置する保健所圏域(26圏域)から1市町以上となるように考慮している。

上記の対象年齢と対象地域は、第1回調査と同一である。

### (2) 調査票の構成と内容

今回の調査対象は、2歳から高校2年生までの幅広い年齢・学年にわたっており、各年齢・学年

## 実施地域の区分と市町村（○は小2、小5、中2、高2の調査実施地域）

道 央					道 南	
空 知	石 狩	後 志	胆 振	日 高	渡 島	檜 山
岩見沢市 ○三笠市 ○滝川市 深川市	江別市 千歳市	○蘭越町 余市町 ○岩内町	○登別市 苫小牧市	○浦河町 新日高町	○北斗市 八雲町	江差町

  

道 北			オホーツク	十 勝	釧路・根室	
上 川	留 萌	宗 谷			釧 路	根 室
○旭川市 名寄市 富良野市	留萌市	○稚内市	○網走市 北見市 遠軽町	帯広市 ○清水町 ○幕別町	○釧路市	根室市 中標津町

段階に合わせた調査項目を設定する必要がある。従って、調査票は、保護者を対象としたものが乳幼児（2歳・5歳）保護者用、小2保護者用、小5・中2保護者用、高2保護者用の4種類、子どもを対象としたものが小5・中2子ども用、高2子ども用の2種類を作成、使用した。いずれも無記名のアンケート調査方式である。共通する項目と、各年齢・学年段階に固有の項目を以下に示す。

## 【保護者票：共通項目】

家族人数・構成、母親・父親の就業状況、保護者・子どもの健康状態と病院受診、社会的つながり（付き合い、相談相手等）、子育ての悩み、家計状況、収入と貯蓄、新型コロナウイルス感染拡大による影響、制度の利用と意見。

## 【保護者票：年齢・学年段階に固有の項目】

乳幼児保護者：保育・子育て支援制度の利用と意見、子どもの遊び（内容、場所、相手）

小2保護者：子どもの日常生活、子どもの過ごす場所、子どもの持ち物、子どもの経験

小5・中2保護者：子どもの持ち物、子どもの経験、子どもの進学と費用の準備

高2保護者：子どもの持ち物、子どもの経験、子どもの進路、高等教育費の準備

## 【子ども票：共通項目】

日常生活（食事、過ごす相手、過ごす場所）、部活動への参加（小5を除く）、持ち物、夏休みの経験、相談相手、親との関係、進学希望、健康

状態、家族の経済状態の認知、学習時間、学校生活、学業成績、いじめ被害経験、ケア担当（小5を除く）、新型コロナウイルス感染拡大の影響。

## 【子ども票：年齢・学年段階に固有の項目】

高校2年生：アルバイト経験、進学・進路希望と理由

北海道と札幌市の調査票は、制度利用に関する調査項目で自治体に固有の制度が異なる以外は、同じ調査項目と選択肢になっている。また各調査票は、前述の北海道調査報告書、札幌市調査報告書に添付されており、ホームページ上から閲覧できる。なお、調査票の構造と設問内容は基本的に第1回調査を踏襲しているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する項目等、いくつかの追加がある。それに伴い、全体の質問数を調整するために、いくつかの質問を削除している。

## (3) 配布・回収方法

北海道調査、札幌市調査とも、2歳児保護者調査は他の年齢・学年段階と配布、回収方法が異なる。北海道調査の2歳児保護者調査は、対象となった市町の1歳半健診時に調査票等（調査票、依頼文、回収用封筒）を配布し、郵送で回収した。札幌市調査の2歳児保護者調査は、住民基本台帳から2歳児を含む世帯の無作為抽出を行い、郵送で調査票等を配布、回収は郵送とWEB回答を併用した。配布にあたっては、北海道調査は北海道知

事と本センター長、札幌市調査は札幌市長と本センター長の連名の依頼状を添付した。

2歳児保護者調査以外の年齢・学年段階は、北海道調査、札幌市調査とも子どもが通う機関(保育所、幼稚園、こども園、学校)において調査票等を配布・回収し、提出された調査票は当該機関から返送された。調査対象となった地域、自治体に按分された対象数を反映させるように子どもが通う機関を選定し、調査協力を得た。子どもが通う機関を通して配布を行ったことで、後述のように比較的高い回収率が得られたと考えられる。一方、保育所、幼稚園、子ども園に通っていない子ども(5歳児)を漏らしていること、不登校などで学校に来ていない子どもを漏らしている可能性が高いこと、合わせて特別支援学級、特別支援学校を対象としていないので、これらに通う子どもを漏らしていることに留意が必要である。

回収にあたっては、回答者がそれぞれの調査票を回収用封筒に封入し、記入内容の秘匿を行った。小5、中2、高2は保護者と子どもの双方を対象としているが、保護者用と子ども用の回収用封筒を準備し、それぞれ封をしたうえで、世帯用回収封筒に一括して封入して提出する方式を取った。この方法をとることで、保護者と子どものそれぞれに対して回答内容を秘匿すると同時に、同一世帯に含まれる保護者と子どものマッチングを行い、同一世帯の保護者票と子ども票を紐づけて分析することが可能になった。

調査時期は、北海道調査の2歳、5歳児保護者調査を除いて、2021年10月～11月である。北海道調査の2歳、5歳児保護者調査は、2022年5月～9月に実施された。配布・回収方法は、北海道調査の2歳児保護者調査を除いて、第1回調査と同じである。第1回の北海道2歳児保護者調査は、配布自治体による回収が含まれていたが、今回はすべて直接郵送で返送することとした。

#### (4) 配布数と回答率、所得データの有効回答率

表1-1、表1-2に、調査票の配布数と有効回答数、回収率等を示す。配布数は、第1回調査

を踏襲し、北海道、札幌市における当該年齢(2歳、5歳)、学年在籍数(小2～高2)のおおむね10%と設定した。ただし、2歳児保護者は回答率が低いことが予想されたため、配布数を多くしている。

有効票の回答率はおおむね70%～85%である。調査票がそれぞれ10頁を超える長いものであったことを勘案すると、多くの方々の関心と期待の高さがあると理解すべきだろう。北海道調査の高校2年生が58%でやや低い。また2歳児保護者は北海道(27.1%)、札幌市(55.9%)とも低い。

第1回調査と比較すると、北海道調査は全体的に回答率が低下しており、特に2歳児保護者の回答率が下がっている。回収方法の変更が反映している可能性がある。札幌市調査は第1回調査と比較して、全体的に回答率が上昇している。

ところで一般的に、アンケート調査で「所得」を把握しようとする場合、他の設問と比較して所得に関する設問の回答の欠損が高くなる傾向がある。今回の調査は所得に関する回答がどの程度であったか、表2に示す。所得データ無効票(無回答、あるいは回答が有効ではないもの)の比率は、全体で9.4%である。これは所得階層による分析の対象から、のぞかれることになる。年齢別にみると、2歳が6%で低いほかは、各年齢(学年)段階で大きな違いはない。

第1回調査は所得データ無効票の比率が28%であるので、今回は所得の捕捉率が大きく向上している。これは設問の形式を、実額を記入する方法から、選択肢(50万円刻み)形式に変更したことによると考えられる。前回の実額を記入する方法でも、50万円刻みの回答が多くみられたことから、第1回と今回で捕捉の精度に大きな違いはないと思われる。

#### (5) 所得階層区分の方法(注4)

本研究で用いられる5区分の所得階層は、厚生労働省の国民生活基礎調査における貧困率の推計に用いられる「相対所得貧困線」を基準線として使い、その倍率に準じて設定している。該当する

表1 配布と有効回答の概況

表1-1 北海道

		配布数	有効回答数	回答率 (%)	マッチング率 (%)	第1回回答率(参考)
2歳	保護者	2520	683	27.1		50.1
5歳	保護者	2413	1736	77.6		73.3
小学校2年	保護者	2354	1887	80.2		82.1
小学校5年	保護者	2586	1970	76.2	98.0	79.0
	子ども	2586	1970	76.2		79.2
中学校2年	保護者	2507	1729	69.0	99.0	71.9
	子ども	2507	1726	68.8		72.0
高校2年	保護者	2173	1266	58.3	95.9	75.9
	子ども	2173	1276	58.7		77.1

表1-2 札幌市

		配布数	有効回答数	回答率 (%)	マッチング率 (%)	第1回回答率(参考)
2歳	保護者	2500	1398	55.9		55.6
5歳	保護者	1553	1131	72.8		64.3
小学校2年	保護者	1473	1249	84.8		78.8
小学校5年	保護者	1500	1263	84.2	92.6	69.4
	子ども	1500	1262	84.1		69.0
中学校2年	保護者	1476	1133	76.8	95.1	43.6
	子ども	1476	1132	76.7		43.1
高校2年	保護者	1499	1108	76.5	94.9	74.4
	子ども	1499	1119	77.2		74.6

倍率は、「低所得層Ⅰ」：1.0倍未満、「低所得層Ⅱ」：1.0～1.4倍未満、「中間所得層Ⅰ」：1.4～1.8倍未満、「中間所得層Ⅱ」：1.8～2.5倍未満、「上位所得層」：2.5倍以上である。国民生活基礎調査における基準線（相対所得貧困線）は、一人当たり等価可処分所得の中央値の50%であり、2019年調査では127万円である。これに世帯人数の平方根を掛けて、世帯人数ごとの基準線を設定している。

本調査では、50万刻みの選択肢（800万以上は100万刻み）で年間所得の回答を求めている。これは当初所得なので、可処分所得に変換する必要がある。国民生活基礎調査では、所得5分位階層ごとに、所得範囲と平均所得、平均可処分所得を示している。これによって、それぞれの所得分位（所得範囲）ごとの平均所得と平均可処分所得の比を求めることができる。この比を係数として用い、当該世帯の可処分所得の推計値を算出し、該

表2 所得データ無効票の比率 (%)

	第1回	第2回
本調査全体	28.0	9.4
北海道	28.8	9.4
札幌	26.3	9.4
2歳	22.9	6.0
5歳	25.7	9.6
小2	28.0	9.6
小5	30.6	9.0
中2	30.0	9.9
高2	30.9	9.4
ふたり親世帯	25.6	8.5
ふたり親+祖父母	30.1	12.6
母子世帯	30.2	7.8
母子+祖父母	39.0	12.0
父子世帯	19.1	6.2
父子+祖父母	23.2	3.2
その他	19.5	15.9

所得有効票：所得が無回答、あるいは有効ではないものを除いたもの。

所得階層構成比は、所得有効票を母数に算出している。

当する上記の所得階層区分を当てはめた。係数の算定は、2019年国民生活基礎調査を使用した。

本調査では、前述のように選択肢で「所得の幅」把握しているの、選択肢の区分線と所得階層区分線が一致しない場合が生ずる。これについては、ずれの幅の小さいほうの所得階層に区分することとした。

なお、国の子どもの貧困率等の基となる国民生活基礎調査では、詳しい聞き取りの方法により可処分所得の回答を得ているが、本アンケート調査では、当初所得から可処分所得を推計している。所得の捕捉と推計の方法が異なるため、厚生労働省の公表による「貧困率」と本調査における「低所得層Ⅰ」の単純な比較はできない。

### 3. 回答世帯の生活と格差

本節では、世帯類型、所得、働き方、家計、社会的つながりといった側面から、回答世帯の生活の現状と格差を検討したい。回答世帯および個人は、どのような生活基盤を持ち、どのような格差の中で生活を営んでいるのか。この点の確認と共有を、研究の出発点に置きたい。生活の具体的なイメージを持つことが、本特集号における各章の分析結果を理解する上で不可欠だと考えるからである。

#### (1) 世帯類型

表3に、世帯類型を示す。以下の諸点を確認で

きる。第1に、ふたり親世帯が全体の82%で、子育て世帯の大多数はふたり親世帯で構成されている。

第2に、しかしながら、これは子ども・子育て支援はふたり親世帯を前提として考えうることであることを意味しない。一方でひとり親世帯の多さに留意しておく必要がある。全体的には、母子世帯は9%、祖父母同居を含めると11%。父子世帯は0.8%で祖父母同居を含めると1.2%、あわせると子育て世帯の12%強はひとり親世帯である。

第3に、ひとり親世帯の比率は母子世帯、父子世帯とも年齢・学年段階が上がるについて増加する。2歳児養育世帯では双方をあわせて5.1%であるが、高2では18.9%になり、高校2年生の子どもの約5人に1人がひとり親世帯で暮らしていることになる。

第4に、祖父母同居世帯はひとり親、ふたり親を合計しても7.3%で、少数にとどまる。これは年齢・学年段階が上がるにつれて増加し、2歳児養育世帯では4.0%であるのに対し、高2では10.7%である。すなわち「子育ての補助」としてではなく、祖父母の加齢による同居開始が多いことが推察される。

#### (2) 年間所得

表4に、世帯の年間所得の分布を示す。以下の諸点を確認できる。第1に、大きな経済的格差のなかで子育てが行われていることである。加えて、200万円未満が7.8%、300万未満を合わせる

表3 世帯類型 (%)

	ふたり親世帯	ふたり親+祖父母	母子世帯	母子+祖父母	父子世帯	父子+祖父母	その他	全体数
全体	82.1	4.8	9.0	2.1	0.8	0.4	0.8	16373
北海道	79.6	6.1	9.5	2.4	0.9	0.5	1.0	9167
札幌	85.2	3.2	8.3	1.8	0.6	0.3	0.6	7206
2歳	91.3	2.8	3.8	1.2	0.1	0.0	0.8	2073
5歳	87.8	3.8	5.6	1.7	0.4	0.1	0.6	2830
小2	84.1	4.8	8.0	1.8	0.5	0.2	0.6	3113
小5	80.0	5.1	10.5	2.3	1.0	0.4	0.8	3194
中2	76.8	5.5	12.2	2.5	1.3	0.6	1.0	2817
高2	73.5	6.5	13.2	3.3	1.5	0.9	1.1	2346

と15.5%になり、この経済的格差には経済的な制約を強く受けることが予想される所得階層が含まれていることにも、留意する必要がある。単なる格差だけではなく、貧困を問題にすることが重要になる。

第2に、ひとり親世帯、特に母子世帯に所得の低い世帯が集中していることである。世帯類型別にみると、どの類型にも200万円未満から1000万円以上まで各階層に世帯が分布しているが、母子世帯では45%が200万円未満であり、ひとり親世帯の経済的困窮の度合いが高いことを示している。

第3に、年齢・学年段階が上がるにつれて、所得格差が拡大することである。300万円未満の世帯と700万円以上の世帯の比率は、2歳児世帯では12.1%と25.7%であるが、高2世帯ではそれぞれ19.4%と34.0%になる。一方300万円～700万円未満の世帯の比率は、2歳児世帯の62.1%から高2世帯では46.6%に低下する。すなわち、中間

所得層の比率が低下し、低所得層と高所得層のそれぞれの比率が増加していることになる。

第4に、全国のデータと比較すると、「児童のいる世帯」「母子世帯」とも所得が低い階層の比率が高い。北海道全体の所得の低さを反映していると考えられる。

### (3) 所得階層

前節の分析は、世帯の年間所得額に基づいている。この各世帯の年間所得を本研究の分析に使用する所得階層に変換して、所得の状況を検討してみよう。所得階層区分の方法は前述したとおりである。表5-1で所得階層区分の基準線を改めて確認すると同時に、それぞれの階層区分の基準線の年収実額の例を示す。それぞれの所得階層の生活水準の具体的なイメージを持つためである。低所得層Ⅰの基準線は、厚生労働省が貧困率の推計を行う際に用いる相対的貧困線を使用している。この相対的貧困線を税込み年収に置き換えると、2

表4 年間所得 (%)

	～200万未満	～300万未満	～400万未満	～500万未満	～700万未満	～1000万未満	1000万以上	全体数
全体	7.8	7.7	12.2	14.1	27.6	21.5	9.1	15005
北海道	8.6	8.3	13.4	15.2	28.0	19.8	6.7	8404
札幌市	6.8	6.8	10.6	12.6	27.2	23.7	12.2	6601
2歳	5.7	6.4	15.0	17.1	30.0	18.1	7.6	1956
5歳	7.1	6.1	14.0	14.8	29.9	20.8	7.3	2593
小2	8.2	7.2	11.6	15.0	27.5	21.0	9.5	2834
小5	8.1	8.1	11.2	13.6	26.3	22.3	10.3	3024
中2	7.9	8.3	11.7	12.9	27.1	22.4	9.7	2578
高2	9.5	9.9	10.2	10.9	25.5	24.1	9.9	2101
ふたり親世帯	3.1	4.8	11.6	15.0	31.0	24.3	10.2	12294
ふたり親+祖父母	4.7	6.8	14.5	14.0	23.1	23.0	14.0	688
母子世帯	45.0	28.9	13.2	6.3	4.9	1.6	0.1	1358
母子+祖父母	31.5	25.6	19.2	7.8	10.4	4.2	1.3	308
父子世帯	9.9	11.5	23.0	18.0	25.4	10.7	1.6	122
父子+祖父母	9.8	8.2	23.0	18.0	19.7	14.8	6.6	61
その他	20.7	15.3	15.3	10.8	16.2	10.8	10.8	111
全国：児童のいる世帯	4.6	4.6	6.7	9.2	23.4	27.7	23.9	-
全国：母子世帯	25.2	25.4	23.3	12.0	12.0	0.4	1.7	-

上記は当初所得

全国の数値は国民生活基礎調査（2022年）。

国民生活基礎調査における「母子世帯」は、現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子で構成している世帯。

人世帯の場合203万円、3人世帯の場合257万円、4人世帯の場合297万円に相当する。低所得層Ⅱはこの1.0倍～1.4倍未満、中間所得層Ⅰは1.4倍～1.8倍未満、中間所得層Ⅱは1.8倍～2.5倍未満、上位所得層は2.5倍以上と区分される。なお、相対的貧困線は等価可処分所得の中央値の2分の1であるので、中央値は中間所得層Ⅱの範囲にあり、中間所得層Ⅰは中央値以下の所得水準であることに留意しておきたい。

表5-2に所得階層区分の状況を示す。低所得層Ⅰが15.3%で、これは厚生労働省の推計による貧困線以下と同程度の所得水準に相当する。厚生

労働省の推計による「子どもの貧困率」は、2018年は14.0%、2021年は11.5%で、本調査のほうはやや高い水準にある。ただし前述のように、所得の捕捉と推計方法が異なるので、低所得層Ⅰの比率を「子どもの貧困率」として扱うことは行わない。

全体の分布をみると、低所得層Ⅰが15.3%、低所得層Ⅱが18.3%、中間所得層Ⅰが18.2%、中間所得層Ⅱが28.4%、上位所得層が19.7%で、子育て世帯に大きな経済的格差が存在することが確認できる。また年齢・学年段階が上がるにつれて低所得層Ⅰと上位所得層の双方の比率が増加し、経

表5-1 所得階層区分の基準線

階層区分の名称	所得 <sup>(注1)</sup> が相対的貧困線 <sup>(注2)</sup> の	税込み世帯年収(3人世帯の場合)
低所得層Ⅰ(低Ⅰ)	1.0倍未満の世帯	257万円 <sup>(注3)</sup> 未満
低所得層Ⅱ(低Ⅱ)	1.0～1.4倍未満の世帯	～360万円未満
中間所得層Ⅰ(中間Ⅰ)	1.4～1.8倍未満の世帯	～483万円未満
中間所得層Ⅱ(中間Ⅱ)	1.8～2.5倍未満の世帯	～688万円未満
上位所得層(上位)	2.5倍以上の世帯	688万円以上

注1：等価可処分所得(一人当たりの手取り収入)分布の中央値の2分の1の金額。国民生活基礎調査(2018年)のデータより算出。

注2：可処分所得の推計値。

注3：2人世帯の場合は203万円、4人世帯の場合は297万円。

表5-2 所得階層区分の状況(%)

	低所得層Ⅰ	低所得層Ⅱ	中間所得層Ⅰ	中間所得層Ⅱ	上位所得層	全体数
全体	15.3	18.3	18.2	28.4	19.7	14978
北海道	17.4	20.3	19.1	28.0	15.2	8397
札幌市	12.8	15.8	17.0	28.9	25.4	6581
2歳	11.3	19.2	21.6	30.2	17.8	1950
5歳	14.1	20.9	19.0	28.5	17.6	2589
小2	16.3	18.2	18.8	27.1	19.6	2830
小5	16.0	18.2	18.1	27.4	20.3	2941
中2	15.7	17.1	17.2	30.1	19.9	2575
高2	18.1	16.4	14.8	27.8	23.0	2093
ふたり親世帯	8.7	17.8	19.5	31.6	22.4	12289
ふたり親+祖父母	19.1	23.3	14.0	27.7	15.9	686
母子世帯	60.4	20.4	11.4	5.8	2.0	1352
母子+祖父母	61.7	16.6	10.1	9.4	2.3	308
父子世帯	15.6	24.6	15.6	24.6	19.7	122
父子+祖父母	18.0	24.6	24.6	24.6	8.2	61
その他	44.1	21.6	9.0	12.6	12.6	111

済的格差が拡大している。あわせて、母子世帯の60%強が低所得層Ⅰであり、経済的困窮の度合いが高いことも確認できる。これらの諸点は、前項において年間所得の分布から確認されたことと一致している。

#### (4) 働き方

表6-1に母親の働き方、表6-2に父親の働き方を示す。それぞれ父子世帯、母子世帯は除外している。以下の諸点が確認できる。第1に、「働いていない」のは父母共に少数(母親21.3%、父親0.7%)で、保護者が稼働していない世帯はごく少数であることが分かる。これは低所得層Ⅰでも同様で、「働いていない」と回答したものは母親の16.5%、父親の3.5%で、母親の就労率は上がることで、就労していない父親の比率が若干増加するものの、少数であることに変わりはない。すなわち、今日の子育て世帯の貧困は、失業・不就労世帯ではなく、就労している世帯の貧困が中心であると考えられる。

第2に、就労している母親の多くは、パート・アルバイト、派遣等、不安定な就労形態である。「パート・アルバイト」と「派遣社員・契約社員・嘱託」の合計比率は、父親で2.6%であるのに対し、母親では44.4%であり、労働市場におけるジェンダー不平等を反映している。あわせて、子どものケア役割を担うために、就労形態・時間を調整している可能性も考えられる。

第3に、母子世帯が置かれている不安定さである。母子世帯の母親で「働いていない」のは8.8%(祖父母同居で10.7%)で、やはり少数にとどまる。就労形態は、「正規の職員・従業員」が39.8%(祖父母同居で44.1%)とふたり親世帯よりも比率が高いものの、「パート・アルバイト」と「派遣社員・契約社員・嘱託」の合計比率は46.3%(同38.6%)で、不安定な就労で生計を維持している母子世帯が多数に上ることが分かる。すなわち母子世帯の所得の低さは、失業ではなく不安定雇用と低賃金の問題によるところが大きいと考えられる。

#### (5) 家計

所得とその源泉である就労の検討に続いて、本項では収支構造、貯金、支払いの未納・滞納、経済的困窮の経験といった側面から、家計の状況を検討する。

表7は、毎月の黒字・赤字からみた収支構造である。まず、「黒字で毎月貯金」ものは全体の35.6%である一方、「赤字で貯金とりくずし」「赤字で借金」を合わせると16.8%で、支出に比して収入が過少である世帯の存在が確認できる。この収支構造のバランスは、所得階層ごとに大きな違いがある。「黒字で毎月貯金」は低所得層Ⅰでは11.1%であるが、上位所得層では70.6%、また「赤字で貯金とりくずし」「赤字で借金」を合わせた比率はそれぞれ34.8%と3.6%で、所得の高低と「家計のゆとり」が強く連動している。

この「家計のゆとり」を、表8に示す貯金の有無と貯蓄額から見てみよう。全体的に、「貯金はない」ものは15.1%である一方、貯金額が1000万円以上のものが10.5%と、大きな格差があることがわかる。貯金がないものを所得階層別にみると、低所得層Ⅰでは38.3%であるのに対して、上位所得層では2.2%にとどまる。貯金額が50万円未満のものを含めると、低所得層Ⅰでは60.0%、上位所得層では4.3%である。一方、1000万円以上の貯金があるものは低所得層で1.8%、上位所得層で31.6%となり、貯金の有無と額は所得の高低とやはり強く連動している。世帯類型別にみると、ひとり親世帯に貯金がない世帯の比率が高い。また全体、母子世帯とも、全国と比較して貯金がない世帯の比率が高く、貯金額も低いことが分かる。

これまで、収支のバランスと貯金という側面から、「家計のゆとり」についてみてきた。「家計のゆとり」とは、収入の減少や中断、疾病等への対応、追加的・一時的な支出の必要に対応できる可能性でもある。赤字で借金をしている、貯蓄がないといったことは、こうした対応可能性が大きく制約されているということの意味する。次にこうした「ゆとりのなさ」の支出面での現れを見てみよう。

表6-1 母親の働き方 (%)

	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	派遣社員・契約社員・嘱託	会社・団体等の役員	自営	内職	その他	働いていない	わからない	全体数
全体	26.3	39.2	5.2	1.1	5.3	0.3	1.2	21.3	0.1	16053
低所得層 I	19.1	47.8	7.2	0.9	6.8	0.2	1.3	16.5	0.1	2225
低所得層 II	18.7	45.7	4.7	0.6	5.1	0.4	1.3	23.4	0.0	2670
中間所得層 I	20.9	43.8	5.6	0.5	4.3	0.3	1.2	23.2	0.1	2676
中間所得層 II	28.9	39.4	5.4	1.0	3.8	0.4	1.0	20.1	0.0	4182
上位所得層	44.8	21.3	4.2	2.6	6.2	0.2	1.0	19.6	0.1	2901
ふたり親世帯	24.5	40.2	4.6	1.2	4.7	0.3	1.2	23.2	0.1	13367
ふたり親+祖父母	24.2	34.9	2.9	0.9	18.7	0.3	1.4	16.6	0.1	782
母子世帯	39.8	35.5	10.8	0.6	2.9	0.2	1.2	8.8	0.1	1460
母子+祖父母	44.1	29.3	9.3	1.2	4.6	0.0	0.6	10.7	0.3	345
父子世帯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
父子+祖父母	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	24.1	28.9	7.2	0.0	22.9	1.2	4.8	10.8	0.0	83

表6-2 父親の働き方 (%)

	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	派遣社員・契約社員・嘱託	会社・団体等の役員	自営	内職	その他	働いていない	わからない	全体数
全体	79.7	0.7	1.9	5.5	10.7	0.0	0.7	0.7	0.1	14375
低所得層 I	59.4	3.6	6.4	4.2	20.9	0.0	1.6	3.5	0.5	1235
低所得層 II	78.5	1.0	2.6	4.2	11.7	0.1	0.9	1.0	0.0	2382
中間所得層 I	84.2	0.3	1.7	4.3	8.5	0.1	0.3	0.5	0.1	2518
中間所得層 II	86.8	0.3	1.1	5.1	6.2	0.0	0.5	0.1	0.0	4120
上位所得層	78.0	0.2	1.0	9.3	10.6	0.0	0.6	0.3	0.0	2886
ふたり親世帯	81.1	0.6	1.8	5.6	9.5	0.0	0.5	0.7	0.1	13353
ふたり親+祖父母	60.9	1.5	3.1	4.9	27.0	0.0	1.8	0.6	0.1	778
母子世帯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
母子+祖父母	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
父子世帯	69.0	3.1	1.6	4.7	17.8	0.0	0.0	3.9	0.0	129
父子+祖父母	70.0	1.7	0.0	3.3	16.7	0.0	5.0	3.3	0.0	60
その他	40.0	2.2	8.9	0.0	37.8	0.0	11.1	0.0	0.0	45

表7 家計の状況 (%)

	黒字であり毎月貯金 をしている	黒字ではあるが貯金 はしていない	黒字でも赤字でもな くぎりぎりである	赤字であり貯金をと りくずしている	赤字であり借金をし て生活している	全体数
全体	35.6	8.6	38.9	10.8	6.0	15942
低所得層 I	11.1	5.0	49.1	19.5	15.3	2251
低所得層 II	15.7	7.9	49.8	17.1	9.5	2711
中間所得層 I	26.2	9.0	47.6	12.0	5.2	2691
中間所得層 II	44.3	10.3	35.1	7.5	2.9	4200
上位所得層	70.6	9.0	16.9	2.3	1.3	2922
ふたり親世帯	38.4	8.9	37.3	10.3	5.1	13043
ふたり親+祖父母	34.2	9.8	37.6	9.9	8.6	758
母子世帯	16.8	5.2	50.7	16.7	10.5	1425
母子+祖父母	22.0	6.0	52.1	9.9	9.9	332
父子世帯	28.9	10.7	41.3	6.6	12.4	121
父子+祖父母	32.3	11.3	45.2	6.5	4.8	62
その他	24.4	13.0	41.5	12.2	8.9	123

表8 貯金額 (%)

	貯金はない	～50万円 未満	～100万円 未満	～300万円 未満	～500万円 未満	～1000万円 未満	1000万円 以上	わからない	全体数
全体	15.1	11.5	8.6	18.5	11.6	11.1	10.5	13.1	15162
低所得層 I	38.3	21.7	9.7	12.6	4.0	3.0	1.8	8.8	2224
低所得層 II	22.6	19.2	12.0	19.8	8.9	4.7	2.5	10.3	2663
中間所得層 I	12.9	13.1	11.8	24.6	11.5	8.6	5.2	12.3	2662
中間所得層 II	7.0	7.4	8.2	22.4	16.9	15.8	9.9	12.5	4117
上位所得層	2.2	2.1	3.2	12.8	13.4	20.5	31.6	14.3	2872
ふたり親世帯	12.4	10.2	8.5	19.2	12.6	12.5	11.2	13.3	12364
ふたり親+祖父母	17.4	10.9	8.3	18.1	8.1	7.5	11.7	18.0	724
母子世帯	32.9	22.0	9.0	14.1	6.9	4.6	4.2	6.4	1387
母子+祖父母	23.5	16.6	11.3	11.3	5.6	5.3	6.3	20.1	319
父子世帯	31.7	12.2	5.7	29.3	2.4	0.8	11.4	6.5	123
父子+祖父母	18.6	17.0	11.9	11.9	10.2	6.8	15.3	8.5	59
その他	25.4	13.9	11.5	8.2	9.0	1.6	7.4	23.0	122
全国：児童のいる世帯	9.2	3.5	3.8	14.6	10.5	20.5	28.8	9.1	
全国：母子世帯	22.5	12.1	7.0	21.2	7.5	10.1	13.6	6.0	

全国の数値は国民生活基礎調査（2022年）。

国民生活基礎調査における「母子世帯」は、現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子で構成している世帯。全国の「わからない」は、「貯蓄額不詳」と「貯蓄の有無不詳」を合わせたもの。

表9は、「過去1年間に、経済的な理由で、次の支払いが出来なかったことがあるか」という設問に対して、選択肢ごとに「あった」と答えたものの比率を整理したものである。各項目とも所得階層が低位であるほど未納・滞納を経験しており、所得階層で顕著な違いがある。低所得層 I で

は各項目それぞれ10～20%の未納・滞納経験があるが、上位所得層ではすべて1%以下である。またひとり親世帯で高い。用途が不明である「クレジットカードや他の借金の支払い」を除いて、電話、水光熱費、家賃・住宅ローン、公的年金や医療保険料、税金、給食費は、生活を維持するた

めに不可欠な費目で、かつ支出が固定的である。こうした費目に未納・滞納が生ずるということは、日常的な支出の「やりくり」に困難が生じており、必要な支出を一時的にせよ「後回しにする」ことを示している。

表10は、「過去1年間に、経済的な理由で次の

ようなことがあったか」という設問に対して、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答したものの合計の比率を示している。カッコ内はうち「よくあった」ものの比率である。「必要な食糧が買えなかった」経験のあるものは低所得層Iが33.6%に対し上位所得層は1.5%、「必要

表9 未納、滞納の状況(%)

	電話料金(携帯、スマートフォンを含む)	電気、ガス、水道のいずれかの料金	家賃・住宅ローンのいずれかの支払い	公的年金	公的医療保険	税金	給食費	クレジットカードや他の借金の支払い	全体数
全体	4.0	5.5	3.4	3.8	2.1	5.1	2.6	6.7	16174
低所得層I	14.8	19.1	12.7	13.9	9.7	15.2	8.5	19.5	2252
低所得層II	5.7	8.1	5.2	5.3	2.3	8.8	4.6	10.4	2710
中間所得層I	2.4	4.0	2.1	2.2	0.8	4.3	1.7	5.8	2714
中間所得層II	1.1	1.5	0.8	1.0	0.3	1.6	0.9	3.1	4233
上位所得層	0.3	0.4	0.3	0.3	0.1	1.0	0.2	1.0	2940
ふたり親世帯	3.0	4.3	2.5	2.9	1.6	4.5	2.1	5.6	13245
ふたり親+祖父母	4.3	4.2	1.8	3.1	1.7	5.2	2.3	6.6	770
母子世帯	10.6	15.7	11.5	9.9	6.4	8.4	5.9	15.2	1421
母子+祖父母	9.7	8.2	5.1	11.7	6.2	8.0	5.7	10.4	341
父子世帯	13.7	14.5	7.3	6.4	4.0	10.4	12.0	11.2	124
父子+祖父母	4.8	6.5	6.6	3.2	1.6	8.1	3.2	9.7	62
その他	7.1	10.3	5.6	9.7	5.6	9.7	4.8	12.8	126

「過去1年間に、経済的な理由で、次の支払いが出来なかったことがあるか」という設問に「あった」と回答したものの比率。

表10 経済的困窮の経験(%)

	家族が必要とする食料を買えなかった	家族が必要とする衣服が買えなかった	冬に暖房が使えなかった	全体数
全体	12.6 (1.3)	19.6 (2.6)	6.7 (0.7)	16271
低所得層I	33.6 (4.7)	43.0 (9.8)	20.7 (2.8)	2261
低所得層II	19.6 (2.0)	29.7 (3.6)	9.5 (0.9)	2724
中間所得層I	12.8 (0.8)	19.8 (1.5)	5.4 (0.4)	2708
中間所得層II	5.4 (0.4)	9.8 (0.8)	2.6 (0.2)	4238
上位所得層	1.5 (0.0)	2.8 (0.1)	1.0 (0.1)	2940
ふたり親世帯	10.8 (1.0)	16.2 (1.9)	5.1 (0.5)	13279
ふたり親+祖父母	12.6 (0.6)	18.7 (2.5)	5.1 (0.1)	770
母子世帯	27.5 (3.3)	38.6 (7.6)	20.1 (2.3)	1435
母子+祖父母	17.6 (1.8)	26.0 (3.5)	11.2 (2.4)	340
父子世帯	18.7 (4.9)	21.1 (5.7)	12.2 (4.1)	123
父子+祖父母	16.1 (4.8)	16.1 (4.8)	14.3 (3.2)	62
その他	14.3 (4.0)	18.3 (5.6)	9.7 (4.0)	126

「過去1年間に、経済的な理由で、次のようなことがあったか」という設問に対する「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の合計の比率。カッコ内は「よくあった」ものの比率。

な衣服が買えなかった」はそれぞれ43.0%と2.8%、「冬に暖房が使えなかった」はそれぞれ20.7%と1.0%で、いずれも所得階層の高低で顕著な差異がある。「よくあった」に限定すると、上位所得層では0～0.1%でほとんど見られないが、低所得層Ⅰではいずれも数%の世帯が該当している。またひとり親世帯、特に母子世帯に比率が高い。

ここで重要なのは、食料、衣服、暖房という費目はいずれも生活を維持していくために必要不可欠なものであるという点である。すなわち単なる格差や差異ではなく、必要を充足できない状態が示されていることに、留意しておきたい。この点は、前述の未納・滞納の状況が示すことと同様である。

#### (6) 社会的つながり

表11は、「社会的つながり」の状況である。それぞれの項目についての相談相手を選択肢としてあげ、「いない」を選択したものの比率を示して。まず、「子どもについての悩み」「自分の悩み」を相談する人がいないものはそれぞれ2.3%、3.4%で、ごく少数である。具体的な対応を必要とする

「親の入院等のさい、子どもの面倒を見てくれる人がいない」ものの比率は11.9%とやや高く、また「日頃立ち話をする人」といった日常的な付き合いを持たないものも7.5%とやや高いが、多くの保護者が「社会的つながり」を持っていることが分かる。ただし、少数で孤立的な状態にある人が存在することには留意をする必要がある。また所得階層、世帯類型別にみると、所得階層が低いほど孤立傾向にあること、ひとり親、特に父子世帯が孤立的な傾向にあることを、あわせて確認しておきたい。

#### (7) まとめ—所得階層ごとの主な指標

本節で確認された諸点を、以下に整理してみよう。

- ① ひとり親世帯の比率は年齢・学年が上がるにつれて増加する。高2段階では2割近くがひとり親世帯である。
- ② 祖父母同居世帯の比率は年齢・学年段階が上がるにつれて増加する。すなわち同居の理由が祖父母の高齢化で、子育てと高齢者のケアの双方を担う世帯が増加している可能性がある。
- ③ 子育て世帯には、大きな所得格差が存在す

表11 社会的つながりの欠如 (%)

	子どもについての悩みや困りごとを相談する人がいない	自分の悩みや困りごとを相談する人がいない	親の入院等のさい、子どもの面倒をみてくれる人がいない	日頃立ち話をするような付き合いのある人がいない	全体数
全体	2.3	3.4	11.9	7.5	16553
低所得層Ⅰ	4.5	7.4	15.3	11.0	2299
低所得層Ⅱ	2.6	3.2	12.3	8.2	2748
中間所得層Ⅰ	2.2	3.1	11.1	7.3	2729
中間所得層Ⅱ	1.6	2.0	10.6	6.2	4255
上位所得層	1.4	2.5	11.4	6.3	2947
ふたり親世帯	1.8	2.5	12.0	7.3	13438
ふたり親+祖父母	0.9	3.4	4.6	4.8	787
母子世帯	5.8	8.7	16.6	10.3	1473
母子+祖父母	4.3	7.4	6.0	8.6	350
父子世帯	14.6	21.5	19.2	19.2	130
父子+祖父母	4.8	9.5	7.9	11.1	63
その他	3.8	6.1	6.1	7.6	132

表12 所得階層ごとの主な指標(%)

	貯金なし	過去1年間に経済的理由で冬に暖房が使えなかった経験あり	過去1年間に経済的理由による電気、ガス、水道等の滞納経験あり	子どもについての悩みや困りごとを相談する人がいない	母子世帯の比率	生活保護受給率
全体	15.1	6.7	5.5	2.3	9.0	1.3
低所得層Ⅰ	38.9	20.7	19.1	4.5	60.4	8.2
低所得層Ⅱ	24.4	9.5	8.1	2.6	20.4	1.4
中間所得層Ⅰ	14.1	5.4	4.0	2.2	11.4	0.1
中間所得層Ⅱ	7.7	2.6	1.5	1.6	5.8	-
上位所得層	2.4	1.0	0.4	1.4	2.0	-

母子世帯は、祖父母同居を含んでいない。

生活保護受給率は、収入源の質問(複数回答)で「生活保護」を選択したものの比率。

る。年収では300万円未満の世帯が約15%、所得階層別にみると、厚生労働省が貧困率の推計に使用する貧困線と同程度以下の所得水準にある低所得層Ⅰがやはり約15%で、格差の中に経済的な困窮に直面している可能性の高い所得層が含まれることが確認できる。

- ④ ひとり親世帯、特に母子世帯に、貧困リスクが顕著に高い。
- ⑤ 年齢段階が上がるにつれて、低所得層と上位所得層の双方が増加する。すなわち経済的な格差が拡大する。
- ⑥ 働いていないのは、母親21%、父親0.7%で、ほとんどの世帯は保護者が就労している。従って、ここでの低所得・貧困は、就労者の貧困(ワーキングプア)問題である。
- ⑦ 赤字である、貯金がないといった「家計のゆとり」がない世帯が一定数存在し、特に低所得層に顕著に比率が高い。
- ⑧ 水光熱費、社会保険料や税金といった支払いが不可欠な費目の未納・滞納経験がある世帯、食費、暖房等生活の維持に不可欠な支出が出来なかった世帯が一定数存在し、特に低所得層に顕著に比率が高い。
- ⑨ 多くの保護者が「社会的つながり」を持つ一方、低所得層に孤立傾向がある。

上記の諸点は、第1回調査においても同様に確

認されている。すなわち、今日の子育て世帯の格差・貧困の基本的な特徴を示していると考えられる。表12に、低所得層の直面する不利をイメージする一助として、所得階層別にいくつかの指標を再掲する。貧困の研究の出発点には、具体的な生活と貧困の姿を思い浮かべることが不可欠だと考えるからである。

## 注

- 1) 北海道調査は、科学研究費助成事業基盤研究(A)「子ども・子育て家族の貧困と政策・実践:「包括的最低限保障」の構想のために(研究代表者:松本伊智朗北海道大学大学院教育学研究院教授)」による研究の一環として行われており、北海道大学大学院教育学研究院における人間を対象とする研究倫理審査(21-23)の承認を受けている。また、札幌市調査を含むデータの統合、本特集号における分析も、同科研費による研究プロジェクトの一環として行われている。
- 2) すでに札幌市、北海道の報告書が公表されている。詳細は文献欄を参照。また、第1回調査の北海道、札幌市の報告書も、それぞれのHP公開されている。
- 3) 本研究のより広い位置づけと理論的含意については、本書を参照のこと。
- 4) 本節の記述は、文献欄にあげる北海道、札幌市の報告書の記述と多くの部分が重複している。

## 文 献

北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援

- 課（2023）「第2回北海道子どもの生活実態調査報告書」（同センター HP，北海道保健福祉子ども政策局 HP において閲覧可能）
- 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター「子どもの生活実態調査」研究班，北海道保健福祉子ども未来推進局子ども子育て支援課，札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課（2023）
- 「北海道・札幌市の子どもと家族の生活－子どもの貧困対策を考えるために」（同センター HP，北海道保健福祉子ども政策局 HP，札幌市 HP において閲覧可能）
- 松本伊智朗編著（2022）「子どもと家族の貧困－学際的調査からみえてきたこと」法律文化社
- 札幌市（2022）「札幌市子どもの生活実態調査報告書」（札幌市 HP において閲覧可能）

